

*北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

告 示

○北海道職員の特殊勤務手当に関する条例に基づく医学研究調査手当の額の一部改正 (人事課)	1
○道営土地改良事業の工事の完了..... (農業施設管理課)	1
○知事権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課)	2
○知事権限に係る保安林の指定..... (治山課)	2
○知事権限に係る保安林の指定の解除..... (治山課)	2
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更..... (治山課)	2
支庁告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	3
道原子力環境センター告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	3

告 示

北海道告示第582号

昭和47年北海道告示第1162号(北海道職員の特殊勤務手当に関する条例に基づく医学研究調査手当の額)の一部を次のように改正し、平成19年9月1日から適用する。

平成19年9月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

第1項の表中「北海道立病院」を「北海道立病院(北海道立子ども総合医療・療育センターを除く。)」に、

北海道立精神保健福祉センター	所(院)長	45,000	を
北海道立小児総合保健センター	そ の 他	40,000	
北海道立札幌肢体不自由児総合療育センター			」

北海道立精神保健福祉センター	所長、センター長及び院長	45,000	に改める。
北海道立子ども総合医療・療育センター	そ の 他	40,000	

第2項の表中「北海道立病院」を「北海道立病院(北海道立子ども総合医療・療育センターを除く。)」に、

北海道立精神保健福祉センター	所(院)長	60,000	55,000	50,000	を
北海道立小児総合保健センター					
北海道立札幌肢体不自由児総合療育センター	そ の 他	55,000	50,000	45,000	」
北海道立中央乳児院					
北海道立心身障害者総合相談所					

北海道立精神保健福祉センター	所長、センター長及び院長	60,000	55,000	50,000	に改め
北海道立子ども総合医療・療育センター	そ の 他	55,000	50,000	45,000	
北海道立中央乳児院					」
北海道立心身障害者総合相談所					

る。

第4項を次のように改める。

4 北海道立子ども総合医療・療育センターの療育監である者で、平成19年8月31日において北海道立札幌肢体不自由児総合療育センター院長であった者に対する第1項及び第2項の規定の適用については、これらの項の表中「所長、センター長及び院長」を「療育監」と読み替えるものとする。

北海道告示第583号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により公告する。

平成19年9月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

地 区 名	事 業 の 種 類	完了年月日
三 石	中山間地域総合整備（暗きょ）	平成17. 1. 7
同	（客土）	同 17. 2.28
同	（ほ場整備）	同 17. 8. 5
日 高 1 区	農免農道整備	同 18.10.18

北海道告示第584号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成19年9月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 松前郡松前町字上川582の1・600の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、601
- 2 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- 3 指 定 施 業 要 件
 - (1) 立 木 の 伐 採 の 方 法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁産業振興部林務課及び松前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第585号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成19年9月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林の所在場所 枝幸郡枝幸町風烈布4382
- 2 指 定 の 目 的 水源のかん養
- 3 指 定 施 業 要 件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道宗谷支庁産業振興部林務課及び枝幸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第586号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成19年9月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除に係る保安林の所在場所 河東郡音更町字中音更西4線1の1・字中音更西5線1の7・字中音更西7線1の7（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解 除 の 理 由 農道用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁産業振興部林務課及び音更町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第587号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成19年9月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 上磯郡木古内町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
 - (1) 立 木 の 伐 採 の 方 法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
木古内町（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁産業振興部林務課及び木古内町役場に備え置いて縦覧に供する。)	北海道原子力環境センター告示第6号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成19年9月4日 北海道原子力環境センター所長 武 田 義
支 庁 告 示	
北海道宗谷支庁告示第3号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成19年9月4日 北海道宗谷支庁長 横 内 英 一 1 落札に係る物品等の名称及び数量 (1) ロータリ除雪車(2.2m・2,300t/h級) 1台 (ロータリ除雪車(250PS級)1台と交換) (2) 除雪トラック(10t級、6×6、S・G・2W付 3台、S・G付 1台) 4台 (除雪トラック(10t級3台、7t級1台)4台と交換) 2 落札を決定した日 平成19年7月30日 3 落札者の氏名及び住所 (1)ア 氏 名 株式会社日本除雪機製作所 イ 住 所 札幌市手稲区稲穂3条6丁目4番38号 (2)ア 氏 名 三菱ふそうトラック・バス株式会社 イ 住 所 神奈川県川崎市幸区鹿島田890番地12 4 落札金額 (1) 23,100,000円 (2) 121,170,000円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成19年6月19日付け北海道宗谷支庁告示第1号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道稚内土木現業所企画総務部総務課 (2) 所在地 稚内市末広4丁目2番27号	1 落札に係る物品等の名称及び数量 ゲルマニウム半導体検出装置 一式 2 落札を決定した日 平成19年8月21日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 セイコー・イージーアンドジー株式会社 (2) 住 所 千葉県松戸市高塚新田563 4 落札金額 18,690,000円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成19年7月6日付け北海道原子力環境センター告示第3号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道原子力環境センター分析課 (2) 所在地 岩内郡共和町宮丘261番地1
道原子力環境センター告示	

